

I .九州産業保安監督部からの連絡事項について

令和7年9月19日
経済産業省
九州産業保安監督部 保安課

I .九州産業保安監督部からの連絡事項について

目 次

1. L P ガス事故の発生状況について	3
(1) 九州における L P ガス事故について (令和 7 年(7 月末時点))	4
(2) 一酸化炭素中毒事故について	9
(3) 九州における容器の盗難・喪失について (令和 7 年(7 月末時点))	12
(4) L P ガス事故の報告について	13
(5) 液化石油ガス法に係る事故の定義等 (液化石油ガス事故対応要領)	15
(6) 液化石油ガス法に係る事故の報告漏れ	17
2. 法令遵守状況について	18
(1) 立入検査について	19
(2) 立入検査後の嚴重注意事例	22
(3) 令和 6 ～ 7 年度の立入検査における確認事項	25
(4) 令和 6 年度の立入検査における気づき事項	26
3. その他参考事項	30
・最近の法令等改正状況	
・保安ネット利用のお願い	

1. LPガス事故の発生状況について

(1) 九州における L P ガス事故について (令和 7 年 (7 月末時点)) ※修正の可能性有

No.	発生日	発生地域	所管	災害・事故の種類	災害・事故の概要
1	1月19日	宮崎県 日向市	県	漏えい爆発 【消費】 重傷 1 名 軽傷 3 名	飲食店にて開店前の準備中に、厨房内で爆発が発生した。 ガスコンロ及び接続管は警察が持ち帰り検証中。事業者によると、末端ガス栓までの漏えいは確認されなかったとのこと。 【原因：不明】
2	2月1日	熊本県 熊本市 中央区	国	漏えい [供給]	共同住宅の入居者から「お湯が出ない」との連絡が販売所に入り、直後に集中監視システムによる漏れの検知の連絡があった。販売店が現場で確認したところ、調整器と配管の継ぎ手部分の緩みを確認した。ガスの推定漏えい量は100kg。 【原因：施工不十分】
3	2月23日	宮崎県 宮崎市	国	漏えい爆発 [消費] 軽傷 1 名	出勤してきたうどん店従業員が業務用ガス機器（業務用テーブルコンロ）を使用しようとしたところ、異常着火が起こり、当該従業員 1 名が熱傷を負った。 何らかの原因でガスが漏えいし、引火して爆発に至ったと考えられるが原因は不明。 【原因：不明】
4	3月4日	熊本県 熊本市 東区	市	漏えい [供給]	共同住宅の入居者から「ガス臭がする」との連絡が販売店にあった。販売店社員が現場で埋設配管（PE管）に防草シート用固定ピンが貫通しているのを発見し、その部分からの漏えいを確認した。 【原因：他工事】
5	3月14日	宮崎県 串間市	県	漏えい [供給]	販売店に、認定こども園の厨房で働く職員から「ボンベ設置場所付近で時々ガスのにおいがする」という連絡があった。販売店が現場で確認したところ、50kgボンベ 1 本の漏えいを確認した。高圧ホースの交換を実施した際、自動切替調整器に取り付けた高圧ホースの締め具合が不十分であったために、少しずつガスが漏れていたと考えられる。 【原因：容器交換時の作業ミス】

(1) 九州における L P ガス事故について (令和 7 年 (7 月末時点)) ※修正の可能性有

No.	発生日	発生地域	所管	災害・事故の種類	災害・事故の概要
6	3月19日	鹿児島県 鹿児島市	県	漏えい [消費]	充てん作業者がバルクローリー置場である会社敷地内で終業時点検を行ったところ、ホースリール下部に設置しているガス漏れ警報器のレベル上昇（警報器が鳴動しないレベル）を確認した。保安担当社員が検知器等で調査した結果、気相側フレキホーススリーブ部よりガス漏れを確認した。車両の振動等を起因とする金属疲労。 【原因：振動による劣化と推定】
7	3月19日	熊本県 天草市	県	漏えい爆発 [消費] 軽傷 1 名	消費者がビルトインコンロのグリルに点火した際、漏えいしたガスに引火爆発し、顔面周辺に火傷を負った。当該消費者は救急搬送された病院で 1 度の火傷と診断された。 【原因：ビルトインコンロ設置時の取付ミス】
8	3月25日	福岡県 北九州市 門司区	国	漏えい [供給]	集合住宅の駐車場を工事業者が油圧ショベルで整地中、埋設供給管を破損し、ガスが漏えいした。 都市ガスからLPガスへ切り替わり、埋設部の都市ガスの供給管をそのまま使用していたが、供給管より枝分かれした埋設管が存在しており、今回の掘削工事で現れた配管を撤去するよう依頼を受けたガス会社が当該配管を未使用の不明管と判断し、配管を切断したこと。 【原因：他工事】
9	3月26日	福岡県 北九州市 小倉南区	県	CO中毒・酸欠 [供給] 軽症 2 名	町内会施設の厨房でカレーの仕込み行っていた者（A）が気分が悪くなり倒れた。厨房内にいた別の者（B）がこれに気づき救急車を呼び、Aは緊急搬送されBはこれに同行した。病院到着後、Bも「気分が悪い」と訴え、2 名とも受診した結果、Aは 1 週間程度、Bは 1 日の入院が必要と診断された。 換気扇を稼働させていたが、エアコンを使用していたため厨房の扉及び窓は締め切っていた。 【原因：換気不良】
10	4月7日	熊本県 熊本市 西区	県	漏えい火災 [消費] 重傷 1 名	飲食店内で店員が調理中、漏えいしたLPガスに引火し火災となったもの。飲食店の隣人が「ドン」という物音で火災に気づき、通報と初期消火を行う。 点火棒とゴムホースの結合部に緩みがあり、その部分からガスが漏えいして、鉄板焼きコンロの火種で爆発したと考えられる。 【原因：維持管理不完全】

(1) 九州における L P ガス事故について (令和 7 年 (7 月末時点)) ※修正の可能性有

No.	発生日	発生地域	所管	災害・事故の種類	災害・事故の概要
11	4月10日	佐賀県 三養基郡 みやき町	国	漏えい (見込み) [消費]	深夜12時ごろ、消費者宅から火災が発生。出火元は台所とのことだが、詳細は不明。 人的被害はなし、物的被害として母屋が燃焼した。程度は不明。 ボンベを設置していた。ボンベの安全弁に火が移りガスは全て噴出していた。 火元などの詳細は現在調査中。 【原因：調査中】
12	4月26日	福岡県 筑後市	国	漏えい [供給]	ボンベ置き場に車両が追突してガスが漏洩していると連絡を受けた。到着時はガス臭は無く、ボンベバルブも閉栓された。漏検メータはBCPガス止で遮断。張力式高圧ホースは4本中3本が作動していた。また、調整器と一体型になっている中間コック（ユニオン締め）が事故の衝撃で破損していた。 【原因：車両の運転ミス】
13	4月28日	福岡県 福岡市 博多区	国	CO中毒・酸欠 [供給] 軽症 1 名	17時44分 店主よりLPガス機器使用時に息苦しい症状があるとの一報を受け、LPガス機器の使用中止と換気を依頼し出動（18時00分） 18時38分 現場へ到着し厨房スタッフ 2 名（店主・奥様）のうち、店主に症状があったが回復している 【原因：換気不良】
14	5月3日	福岡県 福岡市 東区	市	漏えい火災 [消費] 軽傷 1 名	キッチンカー内でガス式石焼きいも機で調理中に、立ち消えが起きチャッカマンで点火した際、滞留していたLPガスに引火し、顔面部を熱傷したもの。 【原因：立ち消えが起き、滞留していたLPガスに引火したのも（推定）】
15	5月12日	福岡県 福岡市 東区	国	漏えい [供給]	解体工事を実施していた際、誤って供給設備配管を破損させ、L P ガスが漏えいしたもの。 なお、ガス販売店にはその時点で連絡があり、20分後に現地で応急処置を実施。 【原因：他工事（事前連絡無し）】

（１）九州におけるＬＰガス事故について（令和７年（７月末時点）） ※修正の可能性有

No.	発生日	発生地域	所管	災害・事故の種類	災害・事故の概要
16	5月25日	福岡県 田川市	県	漏えい火災 [消費]	2口ヒューズコックの使用していないコック側からガスが微小漏洩し、コンロ使用中に炎が上がり、家庭用消火器にて消火した。 【原因：消費者の使用方法の誤り（推定）】
17	6月10日	福岡県 福岡市 博多区	県	漏えい [供給]	戸建て住宅の供給設備よりLPガスが漏えいしたもの。 現場に急行したLPガス販売事業者が、ガス漏れ検知器で検知したところ、調整器の接続部（ユニオン部）からガスが漏えいしていることを確認。 自動切換式調整器のユニオン部へのパッキン入れ忘れによるもの。 【原因：施行時の確認不足】

(1) 九州における L P ガス事故について (令和 7 年 (7 月末時点)) ※修正の可能性有

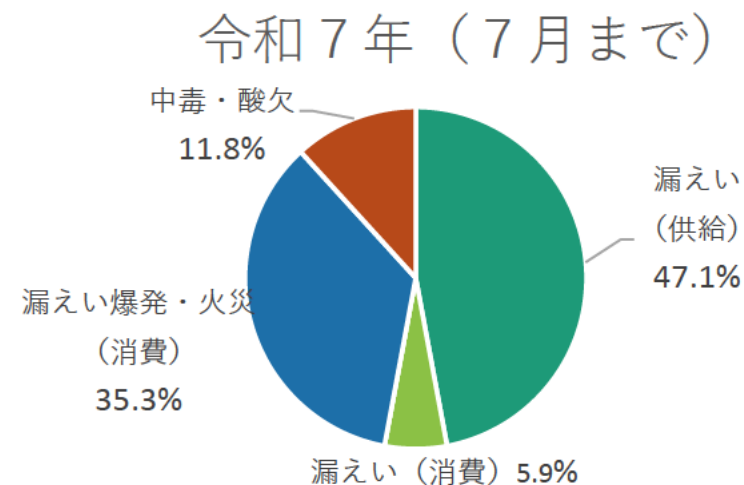
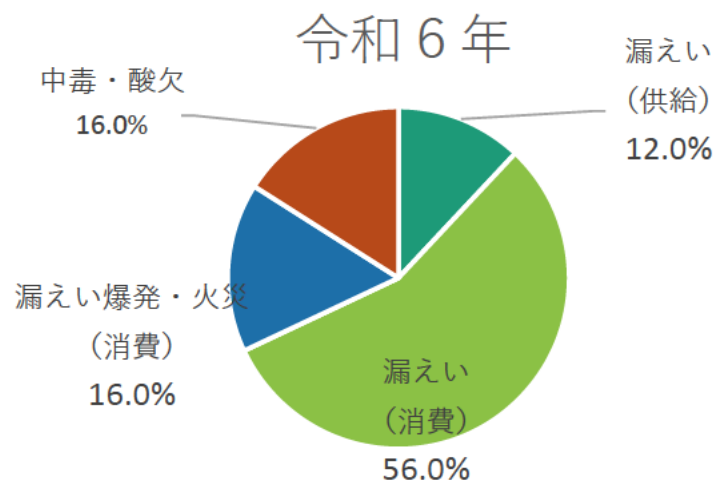
現象別の発生状況

※数値は暫定値

	漏えい				漏えい爆発・火災				中毒・酸欠		合計
R7(～7月)	9		52.9%		6		35.3%		2	11.8%	17
R6	17		68.0%		4		16.0%		4	16.0%	25
R5	19		76.0%		6		24.0%		0	0.0%	25
R4	17		81.0%		4		19.0%		0	0.0%	21
R3	22		95.7%		1		4.3%		0	0.0%	23
	供給段階		消費段階		供給段階		消費段階		消費段階		
R7(～7月)	8	47.1%	1	5.9%	0	0.0%	6	35.3%	2	11.8%	
R6	3	12.0%	14	56.0%	0	0.0%	4	16.0%	4	16.0%	
R5	9	36.0%	10	40.0%	0	0.0%	6	24.0%	0	0.0%	
R4	10	47.6%	7	33.3%	0	0.0%	2	9.5%	0	0.0%	
R3	14	60.9%	8	34.8%	0	0.0%	1	4.3%	0	0.0%	

■ 事故件数は、7月末までで13件、令和5年の同時期14件とほぼ同じペース

■ 現時点では人災の発生は軽傷 1 名、CO中毒 (疑い含む) 軽症 6 名 (昨年は重傷 1 名、軽傷 3 名、CO中毒なし)



(2) 一酸化炭素中毒事故について

- 九州の状況
平成30年7月の事故を最後に発生していなかった
令和6年度（4月～3月）に7件発生（うち2件は液石法対象外）
罹災者は死亡1名を含む13名
主に業務用厨房にて発生している。

→換気の重要性や**警報器の設置**を消費者に周知することが重要

業務用厨房での事故→罹災者は従業員→労働災害に該当

4月～7月に九州各県の労働局に「CO中毒事故防止への対応」を要請した。

(2) 一酸化炭素中毒事故について (令和6年度)

※修正の可能性有
※LPガス事故より抽出

令和6年度 九州管内CO中毒事故一覧

発生日	発生地域	災害・事故の種類	概要【原因】
5月15日	大分県 大分市	CO中毒・酸欠 軽症1名	現場であるパン屋の従業員が頭痛と耳鳴りを感じた為にオーブンを稼働したまま一時的に厨房より退出した。30分後に当該従業員が改めて厨房に入ったところ、入室直後に意識を失った。 当該従業員は搬送先の病院でCO中毒と診断を受けた。 【原因:換気不足と推定】
5月29日	熊本県 熊本市 東区	CO中毒・酸欠 軽症2名	保育園から給食室において異臭がすると販売事業者に連絡があったため、販売事業者が調査を行ったところ、消費機器(スチームコンベクションオーブン)の排気側からCO漏えいが確認された。 このことにより、給食室内で作業中の者が体調不良を訴え、病院で診察を受けた。 【原因:消費機器の給気フィルターの目詰まりと推定】
6月26日	佐賀県 佐賀市	その他(CO中毒) 軽症3名	現場は製麺工場であり、3名の作業員がスチームコンベクションオーブンを使用し製麺作業を行っていたところ、1名が頭痛を訴え、他2名も倒れ、救急搬送された。26日に厨房機器メーカーが現場確認した際には、機器の異常は認められなかった。CO警報器は設置していなかった。 【原因:その他(ガス機器の不完全燃焼、換気不足)】
7月22日	福岡県 福岡市 博多区	CO中毒・酸欠 重症1名 軽症2名	飲食店から消防に対し、厨房で体調不良者が発生したとの通報があったため、消防が現場に急行し、3名の体調不良者を病院に搬送した。 【原因:換気不足と推定】
9月19日	長崎県 佐世保市	CO中毒・酸欠 軽症1名	弁当店厨房にて店主Aが倒れているのを従業員B(Aの妻)が発見し消防へ通報した。 到着した救急隊員がガス元栓を閉止しガス濃度とCO濃度を計測したところ、CO濃度が80PPMであったことから、店主AをCO中毒と判断し救急搬送した。 【原因:換気不足】
12月13日	鹿児島県 日置市	その他(CO中毒) 死亡1名	・窯元を訪れた友人が工房内で椅子に座っている被害者を見つけた。声をかけるも応答がなく、工房入口で異臭を確認したため、消防に通報した。消防現地到着時、周囲にガス臭あり。 ・消防による現場調査にて、一酸化炭素(170ppm)を検出した。 ・消防隊の隊員1名が空気呼吸器着装後、建物内進入し傷病者を救出。救助隊は近隣住民に火気厳禁の呼びかけを行う。(被害者は搬送後に死亡が確認される。) ・消防から連絡を受けたガス販売事業者が現場に到着(11:15頃)。ガス漏れ点検を実施し、供給設備の異常は確認されず。 【原因:誤操作、誤判断、認知確認ミス】
3月26日	福岡県 北九州市 小倉南区	CO中毒・酸欠 軽症2名	町内会施設の厨房でカレーの仕込みを行っていた者(A)が気分が悪くなり倒れた。厨房内にいた別の者(B)がこれに気づき救急車を呼び、Aは緊急搬送されBはこれに同行した。病院到着後、Bも「気分が悪い」と訴え、2名とも受診した結果、Aは1週間程度、Bは1日の入院が必要と診断された。 【原因:換気不足と推定】

(2) 一酸化炭素中毒事故について

飲食店事業者の不適切な使用等に起因する
事故が毎年発生しています。
お店の方だけでなくお客様にも被害が出るケースがあります

⚠ CO(一酸化炭素)中毒にご注意 ⚠

無色・無臭なので、とても気づきにくい。毒性は強力、少量でも危険です。

1

換気忘れにご注意を!

給気口が荷物などで塞がっていないか、確認してください。給気不足だと不完全燃焼を起こし、CO中毒の原因となります。特に業務用の厨房はガスの使用量が多く、長時間使用するため、十分な換気が必要です。



2

換気の確認とレンジフードのお手入れ!

ガス機器を使うときや使用中は、換気扇や排気ファンが稼働していることを必ず確認してください。換気設備・排気設備・ガス機器の給気口などに油汚れやホコリが詰まっていますか? 給気不足により不完全燃焼が起こり、COが発生する場合があります。



ガスを
安全に使用する
4つの
ポイント



3

万一に備え「業務用換気警報器」の設置

COは極めて毒性が強く無臭無臭です。気づかぬうちにCO中毒になると身体が動かなくなり死に至ることもあります。業務用換気警報器はCOを感知して、ランプと音でお知らせします。



4

ガス機器の異常を感じたらすぐ連絡!

ガス機器の炎が安定しない・炎の色が赤い・においがするなどの異常を感じたときは、すぐにガスの使用をやめて「緊急時連絡先」にすぐ連絡してください。ガス機器は日頃からお手入れをしましょう。



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

最新のチェックシートで確認

セルフチェックシート

CHECK

○ ガスを使用する前に確認!

- ☐ 換気扇の作動を確認しましたか?
- ☐ 厨房への給気口を荷物等で塞いでいないか確認しましたか?
- ☐ ガス機器への給気も必要!
油汚れやホコリ等の詰まりがないか確認しましたか?
- ☐ 排気設備が正常に作動しているか確認しましたか?
- ☐ 警報器は正常に作動していますか?

○ ガス使用中も注意が必要!

- ☐ 換気(給気と排気)の確保ができていますか?
- ☐ 炎が立ち消えしていませんか?
- ☐ 青い炎の色で燃えていますか?
(黄色または赤色の炎は不完全燃焼を起こしている可能性があり、CO中毒事故につながる可能性があります)
- ☐ フライヤーや麺ゆで器等をお使いの際に空焚きをしていませんか?

こんな時どうする?

①ガス臭い時

- ・火気厳禁
- ・換気設備、電灯等には触れないでください
- ・ガス栓を閉

②気分が悪い時

- ・CO(一酸化炭素)中毒の恐れ
- ・ガス機器の使用を中止
- ・十分な換気

③地震が起こった時

- ・ガス栓を閉
- ・ガス臭い! 窓を全開に!

異常を感じたら コチラへ連絡を

電話番号等をご記入ください

●販売店

●緊急時連絡先

スマホで
チェック!



※緊急時連絡先はあらかじめガス販売店にご確認ください。

(3) 九州における容器の盗難・喪失について（令和7年（7月末時点））

※修正の可能性有
※自然災害による喪失除く

No.	覚知日	発生地域	盗難・喪失	災害・事故の概要
1	1月11日	福岡県 遠賀郡 岡垣町	盗難	公民館へのガス検針に行った販売店従業員が、容器がないことに気づいた。付近の住人に聞き取りを行ったが誰も知らないとのことであったため、警察へ通報した。
2	4月16日	熊本県 菊池郡 大津町	盗難	前所有者が転居して空き家となっており、閉栓後、供給設備及び容器の撤去はしていなかった。当該家屋を購入した顧客の撤去依頼により、販売事業者が配送委託事業者に容器等の改修を依頼し、配送事業者がガスメータ、調整器、供給管の撤去を行った。その時点で既に容器が確認できず周囲を搜索するも、発見できなかった。なお、残ガス容量83%であった。
3	6月26日	福岡県 田川市	盗難	空家物件に設置していた50kg×2本ボンベの内1本が田川市桜町12-11付近の資材置場に放置されていた。 近所住人により連絡があり確認した所、盗難されていた事が確認出来たので田川警察署にガスボンベ盗難の通報。
4	6月30日	福岡県 飯塚市	盗難	6/30、配送委託業者により容器交換のため消費者宅へ訪問した際にLPガス容器が設置されていない事に気付いた。配送委託業者から販売店へ連絡、盗難事故発覚。 消費者より「2025年2月頃より容器がないことには気付いていた。JA販売店が撤去したと思っていた。」との証言。7/3被害届提出。

- 発生件数は令和6年同時期と比較して半減
（令和6年は、同時期で7件発生、年間では16件発生）
（令和5年は、同時期で7件発生、年間では12件発生）
- 相変わらず人が常駐していない場所からの盗難が多い
- 盗難の目的は？
中の残ガス？ 容器（金属）？

(4) LPガス事故の報告について

高圧ガス保安法第63条（事故届）

第一種製造者、第二種製造者、販売業者、液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者、高圧ガスを貯蔵し、又は消費する者、容器製造業者、容器の輸入をした者その他高圧ガス又は容器を取り扱う者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その旨を都道府県知事又は警察官に届け出なければならない。

- ・その所有し、又は占有する高圧ガスについて災害が発生したとき。
- ・その所有し、又は占有する高圧ガス又は容器を喪失し、又は盗まれたとき。

（同法第79条の3において、指定都市においては指定都市の長に届け出る旨規定。）

液化石油ガス保安規則第九十六条（事故届）

法第六十三条第一項の規定により、都道府県知事又は指定都市の長に事故を届け出ようとする者は、様式第五十七の事故届書（特定消費設備に係る事故の場合にあつては様式第五十七の二の事故届書）を事故の発生した場所を管轄する都道府県知事（当該場所が指定都市の区域内にある場合であつて、当該発生した事故に係る事務が令第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該場所を管轄する指定都市の長）に提出しなければならない。

液化石油ガス保安規則第九十三条の二（報告の徴収）

法第六十一条第一項の規定により、液化石油ガス第六条の液化石油ガス販売事業者は、同法第二条第五項に規定する消費設備（ガスメーターと末端ガス栓の間の配管その他の設備を除く。以下「特定消費設備」という。）について次に掲げるいずれかの事故が発生したときは、直ちに事故の発生日時及び場所、概要、原因並びに当該事故に係る特定消費設備の製造者又は輸入者の名称、機種、型式及び製造年月その他参考となる事項について、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により事故の発生した場所を管轄する産業保安監督部長に報告しなければならない。

- 一 特定消費設備の使用に伴い人が死亡し、中毒し又は酸素欠乏症となった事故
- 二 特定消費設備から漏えいしたガスに引火することにより発生した負傷又は物損事故

LPガス事故に関する国への連絡先

■ 平日「執務時間内」（8：30～18：00頃）

九州産業保安監督部 保安課（直通） TEL：092-482-5469
FAX：092-482-5932

(4) LPガス事故の報告について

(別表2)

「特定消費設備」とは…

「液化石油ガス保安規則第93条の2、第96条（特定消費設備に係る事故に限る。）並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第131条第2項の運用について」（20230324保局第1号）

記の1

(2) 液石則第93条の2及び第96条に規定する事故報告及び事故届に係る特定消費設備の機種について

事故報告及び事故届に係る特定消費設備の機種については、別表2の中から選択すること。

特定消費設備の名称及び機種

名 称	機 種	
燃焼器具	瞬間湯沸器	その他湯沸器
	ガストープ	風呂釜
	家庭用こんろ	家庭用オーブン
	家庭用炊飯器	その他家庭用
	業務用こんろ	業務用オーブン
	業務用レンジ	業務用フライヤー
	業務用炊飯器	業務用グリドル
	業務用酒かん器	業務用おでん鍋
	業務用蒸し器	業務用焼き物器
	業務用食器消毒保管庫	業務用煮沸消毒器
	業務用湯せん器	業務用めんゆで器
	業務用煮炊釜	業務用中華レンジ
	業務用食器洗浄機	業務用その他
硬質管	金属管	金属フレキシブルホース
低圧ホース	液化石油ガス用継手金具付低圧ホース	低圧ホース（その他）
ゴム管等	ゴム管（両端迅速継手あり）	ゴム管（その他）
	塩化ビニルホース（両端迅速継手あり）	塩化ビニルホース（両端ゴム継手付）
末端ガス栓	ガス栓（ホースエンド）	ガス栓（迅速継手）
	ガス栓（フレキガス栓）	ガス栓（その他）
その他	その他	

「瞬間湯沸器」、「その他湯沸器」、「ガストープ」又は「風呂釜」の場合は、給排気方式として、「開放式」、「自然排気式」、「強制排気式」、「バランス外壁式」、「バランスチャンバ式」、「バランスダクト式」、「強制給排気式」又は「屋外式」の別を記入すること。

「その他家庭用」、「業務用その他」、「ガス栓（その他）」又は「その他」の場合は、具体的に名称を記入すること。

ガス栓には、過流出安全機構及び検査孔の有無を併記すること。その他、過流出安全機構を内蔵していないガス栓の場合、接続具として安全アダプター（外挿式に限る。）の有無を併記すること。

(5) 液化石油ガス法に係る事故の定義等（液化石油ガス事故対応要領）

(1) L Pガス事故

液化石油ガス法に係る事故とは、液化石油ガス法が適用となる貯蔵施設、充てん設備（供給設備に接続しているもの又は充てん設備の使用の本拠の所在地にあるものに限る。）、一般消費者等に係る供給及び消費段階に発生したものであって、次の各号の一に該当するもの（以下「L Pガス事故」という。）をいう。

① 漏えい

液化石油ガス（以下「L Pガス」という。）が漏えいしたもの。（火災に至らず、かつ、中毒・酸欠等による人的被害のなかったものに限る。）ただし、接合部等からの微量の漏えい（ネジ又はゴム管接合部等に石けん水を塗布した場合、気泡が発生する程度）は除く。

② 漏えい爆発

L Pガスが漏えいしたことにより、爆発が発生し、又は爆発による火災に至ったもの。

イ. 漏えい爆発（漏えいしたガスによる爆発のみの場合）

ロ. 漏えい爆発・火災（漏えいしたガスによる爆発後火災の場合）

③ 漏えい火災

L Pガスが漏えいしたことにより火災（消防が火災と認定したものに限らない。）に至ったもの。（上記②を除く。）

④ 中毒・酸欠

L Pガス消費設備の不完全燃焼又はL Pガス若しくは排気筒等からの排気ガスの漏えいにより、一酸化炭素中毒又は酸素欠乏の人的被害のあったもの。

(5) 液化石油ガス法に係る事故の定義等（液化石油ガス事故対応要領）

(2) 充てん容器又は残ガス容器の喪失・盗難

次の各号の一に掲げるものに限る。

- ① 供給設備のうち、消費設備に接続しているもの。
- ② 消費設備（移動中のものを除く。）
- ③ 貯蔵施設に貯蔵してあるもの。

(3) その他の事故

次の各号の一に掲げるものは、L P ガス事故には該当しない。（※（2）は除く）

- ① 自殺、故意、いたずら等が原因による事故。
- ② 自然災害による事故。（事故原因が地震時の転倒防止措置の不備、落雪等の防止対策（雪囲い、保護板の設置等）の不備等、保安対策が不十分であると認められる場合を除く。）
例）地震による家屋の倒壊に伴う設備の破損等の事故。
例）洪水・土砂崩れ等による設備の破損等の事故。
- ③ カセットコンロ及びカセットコンロ用容器等に係る事故。
- ④ L P ガスの漏えいがない状態で、L P ガス燃焼器具（これらに付帯するものを含む。）が過熱し、又は故障したもの及び燃焼器具の炎が周囲の物に燃え移ったことによる火災等。
- ⑤ その他上記（1）に掲げるL P ガス事故に該当しない事故。
例）自動車の飛び込みによる事故。

(6) 液化石油ガス法に係る事故の報告漏れ

- ・令和6年以前に発生した事故について、報告が漏れていた事故が、9件報告された。
- ・発覚は、県の立入検査、別件での問い合わせの中で判明したもの。
- ・報告漏れの原因は、いずれも報告の必要な事故、とに認識がなかったもの。
- ・事故としては、いずれも「漏えい」

「漏えい」の定義を再確認し、報告もれのないように。

液化石油ガス（以下「LPGガス」という。）が漏えいしたもの。（火災に至らず、かつ、中毒・酸欠等による人的被害のなかったものに限る。）ただし、**接合部等からの微量の漏えい（ネジ又はゴム管接合部等に石けん水を塗布した場合、気泡が発生する程度）**は除く。

2. 法令遵守状況について

(1) 立入検査について

立入検査までの流れ

規 範

1. 立入検査実施要領（内規）に基づき実施。
2. 当該年度の立入検査計画の策定（年度初に策定）。
※立入検査先の選定方針は、
 - ①これまでに行政処分等を受けた事業者
 - ②これまで立入検査が未実施の事業者、前回実施から相当期間を経過している事業者
 - ③**事故等新たに問題が発生した事業者**等について重点的に実施。

検 査 前 ・ 検 査 時

3. 事業者へ立入検査実施の旨の通報。
※3日前までに連絡が基本。事前連絡なしの場合もあります。
4. 帳簿・契約書等の確認。場合によっては消費者先での現場確認。

検 査 後

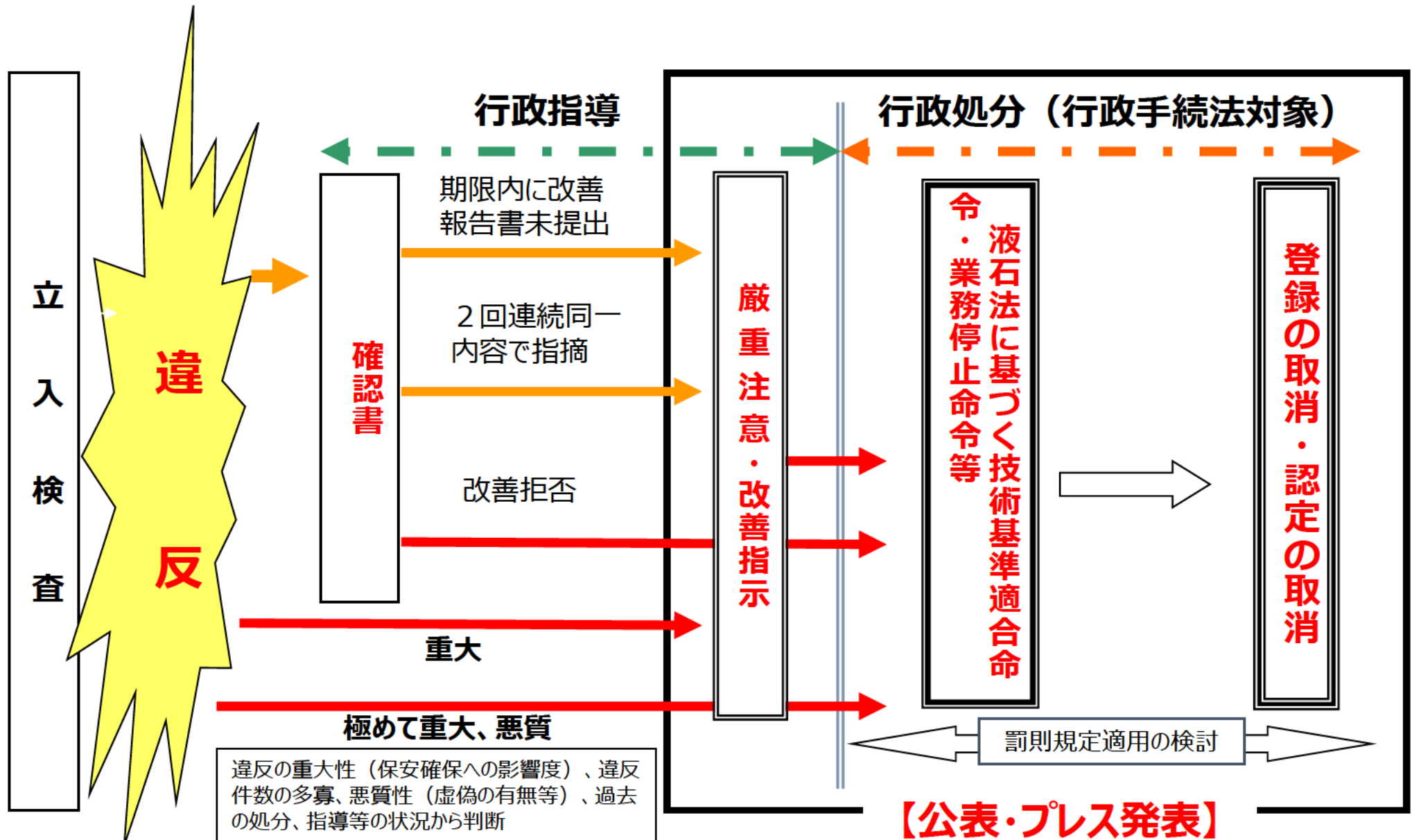
5. 法令違反が認められた場合、その違反実態に応じて厳格に対応。
6. 違反等の内容をHPに公表。必要に応じプレスに公表。

最近における九州産業保安監督部の立入検査状況

・令和2年度	4件	（確認書交付 0件）
・令和3年度	10件	（確認書交付 3件）
・令和4年度	14件	（確認書交付 7件）
・令和5年度	16件	（確認書交付 5件）
・令和6年度	16件	（確認書交付 3件）

立入検査に係る処分等の流れの例示

(本例示はあくまで目安であり、実際の処分等は規定等に基づき違反実態に応じて決定)



立入検査の重点事項（令和7年度）

- 立入検査においては、昨年度、実施した立入検査での指導内容の実績及びL Pガス事故の特徴を踏まえ、次に掲げる事項を重点的に確認する。

＜保安業務に関する事項＞

- ① 保安業務に係る委託業務の内容
- ② 保安業務の実施状況（業務主任者の職務の実施状況を含む）
- ③ 緊急時対応の体制
- ④ 他工事対策等の周知状況
- ⑤ 燃焼器等の消費設備調査の実施状況

＜販売事業に関する事項＞

- ⑥ 保安機関の連絡先の通知状況に関する確認
- ⑦ L Pガス販売事業者等が備える帳簿への記載状況
- ⑧ 貯蔵施設、供給設備等に係る基準適合義務等の遵守状況
- ⑨ 販売の方法の基準の適合状況

＜その他追加項目＞

- ⑩ 保安高度化目標
- ⑪ C O中毒事故防止に係る取組

(2) 立入検査後の嚴重注意事項

事例 1 令和 4 年度に行った嚴重注意事項

○消費者等に対して実施すべき保安業務が長期間にわたり多数実施されていない。

法第 27 条 → 令和 5 年 3 月 28 日付けで嚴重注意

[概要]

- ・定期供給設備点検及び定期消費設備調査の未実施(約 20%の消費者に対し未実施)
 - 中には 10 年を超える未実施も
 - 前回検査時にも同様の指摘

[原因]

- ・会社、社員両方の保安業務に対する意識の欠如

[事業者の対応]

- ・点検、検査の未実施の解消（令和 5 年 6 月末までに解消済）
 - ・保安業務体制の再構築
 - ・定期点検及び定期調査の確実な実施
 - ・保安教育の徹底
- これらが確実に実施されているか確認するため適時に立入検査を実施（令和 6 年 2 月）

(2) 立入検査後の嚴重注意事例

事例2 令和5年度に行った嚴重注意事例

- ① 販売事業者証が掲示されていない 法第7条第1項、規則第8条
 - ② 業務主任者の勤務実態が確認できない 法第19条第1項、規則22条各項
 - ③ 保安業務有資格者の勤務実態が確認できない 法第31条第1項、規則第31条第1項
- 令和6年3月18日付けで嚴重注意

[概要]

- ① 事業所Aに対する1度目の立入検査時には掲示されていたが、数日後にA事業所を含めた複数の事業所に立入検査を実施した際には、事業者証が外されていた
- ② ①の確認のために再度の立入検査を実施した際に、検査を実施した事業所すべて誰もいなかった。もちろん業務主任者も不在であった。
数時間を経過し業務主任者到着後に書類等を確認したところ、通常の勤務実態が確認できなかった。
- ③ ②と同様、保安業務有資格者の通常の勤務実態が確認できなかった。

(つづく)

(2) 立入検査後の嚴重注意事例

事例2 令和5年度に行った嚴重注意事例

(前ページからのつづき)

[原因]

- ・会社、社員両方の法令遵守及び保安業務に対する意識の欠如
 - ①については「過去にいたずらに遭ったため外していた」
 - ②と③については「コロナ禍でのテレワークによる常駐意識の欠如」
 - ①～③すべてにおいて「本社の関与不足」
- 消費者の安全を考えていないと判断し、嚴重注意に至る

[事業者の対応]

- ・保安業務体制の再構築
 - 一環として、本社所在県以外の県の事業所を廃止（監督部所管から県所管へ）
- ・保安教育の徹底
- これらが確実に実施されているか確認するため、県が実施する立入検査に助言を行い、また結果を聞き取る予定（検査実施時期未定）

(3) 令和6～7年度の立入検査における確認事項（確認書を交付し、改善報告を指示）

令和6～7年度 九州産業保安監督部の立入検査の主な確認事項 （確認書を交付し、改善報告を指示）

- 点検・調査に係る帳簿に記入漏れが多く見られる
法第81条第1号、規則第131条第2項
- 緊急時連絡に係る帳簿が整理されていない
法第81条第1号、規則第131条第2項
- 保安業務資格者の所在が確認できない
法第31条第1号、規則第31条第1号
- 周知に係る記録がない
法第81条第1項
- 3号業務、4号業務に係る保安業務委託解除の際の販売所等変更届書の提出がない
法第8条
- 貯蔵施設の温度計が取り外されており、40度以下に保たれていることが確認できない
法第16条の2第1項、規則第18条第1号ハ

(3) 令和6年度の立入検査における気づき事項（口頭指示、気になったことなど）

- 保安業務規程のファイルに、別紙や保安業務計画書と一緒に綴られていない。
保安業務規程本文がマニュアルの作成例と同じになっているため、「別に定める」とされている要領が定められていない。

（検査官の視点）規程が存在する意味がわかっているのか？ 形だけの規程になっていないか？ 規程を理解していないと言わざるを得ない。

- 保安業務用機器のうち、緊急工具類がすぐに使える状態ではない。

（検査官の視点）「緊急」の際に使用するものです。普段から使える状態にしておかないと、いざというときに使えず、消費者に影響を与えるのでは？

- 緊急時対応で使用する様式がない。※受託保安機関、ここ数年対応した実績はない

（検査官の視点）委託元販売事業者からどのような様式で送付されるかを知っておかないと、送られてきた際に見過ごすことにならないか？

- 新規に委託した/受託した消費者の連絡が電話連絡のみ（メモあり）。

（検査官の視点）齟齬が発生する可能性。発生したら消費者は置き去り。また、委受託契約にも影響する。契約内容にかかわらず、定期的に、せめて年1で消費者リストの確認を。

(3) 令和6年度の立入検査における気づき事項（口頭指示、気になったことなど）

○ガス検知器やCO検知器の校正が行われていない。

○校正の記録がない。

（検査官の視点）講習会等の際のメーカーのチェックで代用とのことだが、メーカー曰く「あくまでチェックであって校正ではないので精度に関わる」とのこと。使用した際の結果の信用度が欠けることとなる。

○埋設管の図面がない。

（検査官の視点）主に他社からの切替物件。ある意味仕方ない面もあるが、過去の経験から「おそらくこうであろう」という図面を作成しておく、他工事事故を防ぐことができるのでは？

○点検・検査の方法が人によってブレがある。

（検査官の視点）法令という基準を元に、細かい部分については事業者で統一する必要がある。問題発生時に個人に責任を負わせることになりかねない。

○委受託契約書に記載された社名が旧社名のまま。

○委受託契約書に誤字がある。

○委受託契約書と保安業務規程に齟齬がある。

（検査官の視点）契約の正当性が問われる。覚書で変更を。場合によっては契約の取り直しを。

(3) 令和6年度の立入検査における気づき事項（口頭指示、気になったことなど）

- 保安業務の方法や連絡を委託先の保安業務規程によるものとされているにもかかわらず、委託先の保安業務規程が最新のものかどうか分からない。
- そもそも委託先の保安業務規程の写しを持っていない。

（検査官の視点）1つめは保安業務規程の内容の文面が古かったことから発覚。

法令に沿った保安業務ができていない可能性が生じ、消費者に対し影響を与える。

- 販売事業者が保安業務の委託を打ち切っているにもかかわらず、委受託契約が切れていない。（口頭で確認はしているとのこと。また、これに関する販売所等変更届は出されていない）

（検査官の視点）14条書面の保安業務を実施する保安機関の記載誤りから発覚。

委受託契約の管理ができておらず、結果として消費者に誤った情報を与えており、万が一の事故の際には責任が問われる。

- 貯蔵施設の表示が一方にしかなく、公衆の目に触れる他の面に表示がない。

（検査官の視点）何のための表示なのか理解していないのではないか？

(3) 令和6年度の立入検査における気づき事項（口頭指示、気になったことなど）

- 委託した保安業務を実施した結果のうち、結果が「否」であったものについて、委託先保安機関に対して対応結果を返していない。

（検査官の視点）委託先保安機関の様式は、委託元販売店の対応結果を求めるもの。結果を返す必要は法的にはないものの、事故防止のため情報の共有は必要（と委託先は思っているのではないか？）

- 保安教育を実施した結果が出席者の押印のみ。

（検査官の視点）計画・立案、実施の後、出席者はきちんと理解したのか？単に聞き流すだけになっていないか？実施する側も形式だけになっていないか？

- 保安教育が行われていない期間がある。

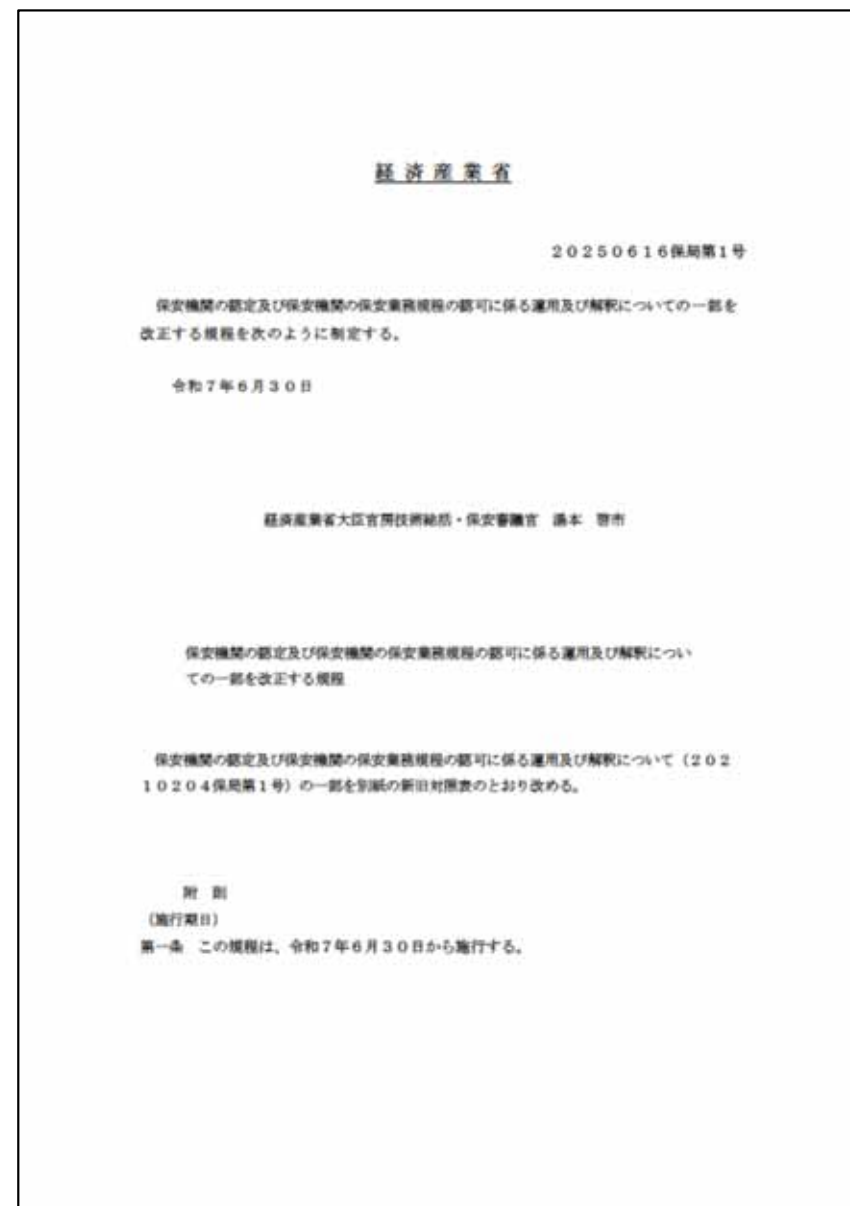
（検査官の視点）行われていない期間、気の緩みが生じないか？

3. その他参考事項

●保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈についての一部を改正（1 / 5）

ＬＰガスを使用する一般消費者等に対しては、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係法令に基づき、原則として緊急時に液化石油ガス販売事業者等が30分以内に到着する必要がありますが、質量販売されたＬＰガスをキャンピングカー、キッチンカーの消費設備により消費する一般消費者等が、質量販売緊急時対応講習を修了した場合は、当該一般消費者等を緊急時対応（30分ルール）の対象から除くことが可能となっています。

今般、自然災害発生時に職務において支援活動を行う国または地方公共団体が迅速に支援活動を開始できるよう、国または地方公共団体が自ら質量販売緊急時対応講習の実施者となり職員に対する講習を実施可能とすることで、同職員のＬＰ保安の知識・知見を確保しつつ、本制度の下で同職員を30分ルールの対象から除けるようにするように通達の改正を行いましたので、お知らせします。加えて、令和6年7月の組織改正に伴う組織名の改正を行っております。



● 保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈についての一部を改正（2 / 5）

○保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について（20210204保局第1号） 新旧対照表
 （改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。）

改正後	改正前
保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について	保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について
廃止・制定 20210204保局第1号 令和3年2月25日 改正 20220525保局第1号 令和4年7月15日 改正 20240513保局第1号 令和6年5月24日 <u>改正 20250616保局第1号 令和7年6月30日</u>	廃止・制定 20210204保局第1号 令和3年2月25日 改正 20220525保局第1号 令和4年7月15日 改正 20240513保局第1号 令和6年5月24日
1. 申請書類について (1)～(6) [略]	1. 申請書類について (1)～(6) [略]
2. 技術的能力について (1) [略] (2) 保安業務資格者の数 保安業務資格者の数の算定方法は告示第2条で規定されているとおりであり、具体的な例を示せば以下のとおりである。なお、以下の例は、告示附則第2条第1項に規定する経過措置を勘案したものではないから注意を要する。 例1)～例6) [略] 例7) 供給開始時点検・調査及び緊急時対応の申請を行う場合で、供給開始時点検・調査及び緊急時対応の出動の対象の消費者戸数が2千戸、緊急時対応のうち集中監視によるセンター監視のみ行う消費者戸数（緊急時連絡に相当するもの）が5万戸である場合（緊急時対応及び緊急時連絡の両方を申請） 告示第2条第1号の表中イの算定式に代入 $2000 \times (1/20000) = 0.1$ 告示第2条第1号の表中への算定式に代入 $2000 \times (1/20000) = 0.1$ 告示第2条第1号の表中トの算定式に代入	2. 技術的能力について (1) [略] (2) 保安業務資格者の数 保安業務資格者の数の算定方法は告示第2条で規定されているとおりであり、具体的な例を示せば以下のとおりである。なお、以下の例は、告示附則第2条第1項に規定する経過措置を勘案したものではないから注意を要する。 例1)～例6) [略] 例7) 供給開始時点検・調査及び緊急時対応の申請を行う場合で、供給開始時点検・調査及び緊急時対応の出動の対象の消費者戸数が2千戸、緊急時対応のうち集中監視によるセンター監視のみ行う消費者戸数（緊急時連絡に相当するもの）が5万戸である場合（緊急時対応及び緊急時連絡の両方を申請） 告示第2条第1号の表中イの算定式に代入 $2000 \times (1/20000) = 0.1$ 告示第2条第1号の表中への算定式に代入 $2000 \times (1/20000) = 0.1$ 告示第2条第1号の表中トの算定式に代入

●保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈についての一部を改正（3 / 5）

$1 + (50000 - 20000) \times (1 / 80000) = 1.375$ $0.1 + 0.1 + 1.375 = 1.575$ 切り上げて2人以上必要 その他計算の方法に不明な点があれば、経済産業省大臣官房産業保安・安全グループガス安全室まで照会されたい。 (3) 保安業務資格者の要件 [略] (4) 緊急時対応の要件 緊急時対応を行う保安機関については告示第2条第3号において別途基準が定められているが、審査に当たっては次の点に留意されたい。 ①～④ [略] ⑤ 告示第2条第3号ロに規定する講習（以下「質量販売緊急時対応講習」という。）は、屋外において移動して使用される消費設備により液化石油ガスを消費する一般消費者等が、消費設備から液化石油ガスの漏えいが生じている場合に容器バルブを閉止するといった緊急時の必要な措置が行えるよう、所定の知識等を得得するための講習であり、かつ、この講習による保安機関の体制の緩和は、講習を受講し所定の知識等を得得した者が、実際に保安機関が30分以内に到着して行う緊急時の措置を当該消費者が行えるようにするためのものである。 告示第2条第3号ロに規定する「緊急時対応に関する講習の課程を修了し」とは、販売契約時に有効期限内の受講修了証を有している者をいい、「緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、当該液化石油ガス販売事業者の確認を受けたもの」とは、例えば、液化石油ガス販売事業者が当該消費者と販売契約を締結しようとする際に、当該消費者に対する緊急時において消費場所に到着して行う措置を行わないことを、液化石油ガス販売事業者が書面（電磁的方法によるものを含む。以下同じ。）により説明をし、当該書面の控えに説明を受け理解した旨記載し、署名等した者等をいう。 なお、液化石油ガス販売事業者は、講習を受講し、当該講習の受講修了証の交付を受け、かつ、緊急時において自ら所要の措置を行うことについて確認を受けた者に対しても、例えば、規則第29条に規定される緊急時連絡の業務を実施しなければならないが、その措置の一つとして、電話等による適切な指示、助言等がある。	$1 + (50000 - 20000) \times (1 / 80000) = 1.375$ $0.1 + 0.1 + 1.375 = 1.575$ 切り上げて2人以上必要 その他計算の方法に不明な点があれば、経済産業省産業保安グループガス安全室まで照会されたい。 (3) 保安業務資格者の要件 [略] (4) 緊急時対応の要件 緊急時対応を行う保安機関については告示第2条第3号において別途基準が定められているが、審査に当たっては次の点に留意されたい。 ①～④ [略] ⑤ 告示第2条第3号ロに規定する講習（以下「質量販売緊急時対応講習」という。）は、屋外において移動して使用される消費設備により液化石油ガスを消費する一般消費者等が、消費設備から液化石油ガスの漏えいが生じている場合に容器バルブを閉止するといった緊急時の必要な措置が行えるよう、所定の知識等を得得するための講習であり、かつ、この講習による保安機関の体制の緩和は、講習を受講し所定の知識等を得得した者が、実際に保安機関が30分以内に到着して行う緊急時の措置を当該消費者が行えるようにするためのものである。 告示第2条第3号ロに規定する「緊急時対応に関する講習の課程を修了し」とは、販売契約時に有効期限内の受講修了証を有している者をいい、「緊急時に所要の措置を自ら行うことについて、当該液化石油ガス販売事業者の確認を受けたもの」とは、例えば、液化石油ガス販売事業者が当該消費者と販売契約を締結しようとする際に、当該消費者に対する緊急時において消費場所に到着して行う措置を行わないことを、液化石油ガス販売事業者が書面（電磁的方法によるものを含む。以下同じ。）により説明をし、当該書面の控えに説明を受け理解した旨記載し、署名等した者等をいう。 なお、液化石油ガス販売事業者は、講習を受講し、当該講習の受講修了証の交付を受け、かつ、緊急時において自ら所要の措置を行うことについて確認を受けた者に対しても、例えば、規則第29条に規定される緊急時連絡の業務を実施しなければならないが、その措置の一つとして、電話等による適切な指示、助言等がある。
--	---

●保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈についての一部を改正（４／５）

質量販売緊急時対応講習を受講し、当該講習の受講修了証の交付を受け、かつ、緊急時において自ら所要の措置を行うことについて確認を受けた者に対して、液化石油ガスを質量により販売する際は、受講修了証のコピー、緊急時において自ら所要の措置を行うことについて確認を受けた者の署名等された控えを他の帳簿と同様に保管するよう販売事業者に指導されたい。 <u>この講習は、次の要件の全てを満たすものとする。ただし、質量販売緊急時対応講習を実施する者（以下「講習実施者」という。）が国又は地方公共団体である講習であって、職務において支援活動を実施する国又は地方公共団体の職員に限定して行うものについては、（イ）及びホ並びに（ロ）の要件は適用しない。</u> （イ） <u>講習実施者は、次の要件を全て満たすものであること。</u> イ [略] ロ この法律若しくは<u>高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四十九号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者が役員にいないこと。</u> ハ～ホ [略] （ii）～（iv） [略]	質量販売緊急時対応講習を受講し、当該講習の受講修了証の交付を受け、かつ、緊急時において自ら所要の措置を行うことについて確認を受けた者に対して、液化石油ガスを質量により販売する際は、受講修了証のコピー、緊急時において自ら所要の措置を行うことについて確認を受けた者の署名等された控えを他の帳簿と同様に保管するよう販売事業者に指導されたい。 <u>この講習は、次の要件の全てを満たすものとする。</u> （イ） <u>質量販売緊急時対応講習を実施する者（以下「講習実施者」という。）は、次の要件を全て満たすものであること。</u> イ 講習、研修等を適切に開催した実績（講習実施者自らの法人に在籍する者のみに対して実施されたものを除く。）を有する法人であること。 ロ この法律若しくは<u>高圧ガス保安法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者が役員にいないこと。</u> ハ・ニ [略] ホ 質量販売緊急時対応講習の受講を申し込んだ者に対し当該者の所属等によって受講の許諾を判断することなく公正に取り扱うことについて、規約等を定めていること。 （ii） [略] （iii） 講習実施者は、質量販売緊急時対応講習を実施する前に、講習の日程、実施場所及び受講定員並びに各科目について（ii）に掲げる要件を満たす講習である旨（科目ごとの講習形式（対面講習又はオンライン講習の別）を含む。）をインターネット等で広く公示し、受講希望者の募集を行うこと。 （iv） [略]
---	---

●保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈についての一部を改正（５／５）

(v) 質量販売緊急時対応講習の終了後、当該年度末までに、実施結果報告書を大臣官房産業保安・安全グループガス安全室へ提出すること。 (vi) (i)から(v)までの要件を満たすことについて、受講者の募集開始前に、<u>大臣官房産業保安・安全グループガス安全室</u>の確認を受けたものであること。 様式例 液化石油ガス法における質量販売緊急時対応講習受講修了証 氏 名 ○○ ○○ 生年月日 ○年○月○日 修了年月日 ○年○月○日 修了証番号 ○○○○ 上記の者は液化石油ガス法における 質量販売緊急時対応講習を修了した 者であることを証明する。 ○年○月○日 写真 C4C4C4C4C4C4 講習実施機関名	(v) 質量販売緊急時対応講習の終了後、当該年度末までに、実施結果報告書を産業保安グループガス安全室へ提出すること。 (vi) (i)から(v)までの要件を満たすことについて、受講者の募集開始前に、<u>産業保安グループガス安全室</u>の確認を受けたものであること。 様式例 液化石油ガス法における質量販売緊急時対応講習受講修了証 氏 名 ○○ ○○ 生年月日 ○年○月○日 修了年月日 ○年○月○日 修了証番号 ○○○○ 上記の者は液化石油ガス法における 質量販売緊急時対応講習を修了した 者であることを証明する。 ○年○月○日 写真 C4C4C4C4C4C4 講習実施機関名
(注) 写真は、無帽、無背景、正面、上三分身、かつ、講習申込日前6か月以内に撮影されたものであること。 (5) [略] 備考 表中の [] の記載は注記である。	(注) 写真は、無帽、無背景、正面、上三分身、かつ、講習申込日前6か月以内に撮影されたものであること。 (5) [略]

● 監督部立入検査要領の改正（令和7年7月～）

(様式1)	(様式2)
番 号 年 月 日 被検査事業者名 代表者 あて 九州産業保安監督部長 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく 立入検査の実施について（通知） 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第83条第1項（第2項）<u>の規定により</u>、下記のとおり立入検査を行いますので、<u>通知</u>します。 記 1. 立入検査実施日 年 月 日～ 年 月 日（日間） 2. 被検査事業者の名称及び場所 （液化石油ガス販売事業者、保安機関、販売所、営業所名等<u>を</u>記入） （検査を実施する主な場所を記入） 3. <u>立入検査職員</u> <u>官職名及び氏名</u> 4. 主な検査内容 (1) 法律に基づく液化石油ガス販売事業の実施状況 (2) 法律に基づく保安業務の遵守状況 (3) 技術基準等適合状況 (4) 社内における保安体制、管理状況<u>及び</u>内部監査の状況 (5) その他法律の遵守状況等	立入検査結果の確認書 年 月 日から 年 月 日に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第83条第1項（又は第2項）の規定に基づき実施した立入検査の結果、以下の事項について確認します。確認した事項については、○年○月○日までに、被検査者代表者（又は責任者）は、九州産業保安監督部保安課長あてに改善報告書（又は計画書）を提出することとします。 1. 2. 3. 年 月 日 立入検査職員名 被検査責任者名 業務主任者名 （又は保安業務資格者） （注）① 立入検査を行う職員は、改善が必要と考えられる事項を具体的に記載する。 ② 法令に抵触すると考えられる事項には関係条項を記載する。 ③ 立入検査を行う職員の意見の押し付けとならないよう注意し、具体的な改善策は記載しない。 ④ 文章末尾は命令調としない。

● 監督部立入検査要領の改正（令和7年7月～）

(様式3)

年 月 日

九州産業保安監督部 保安課長 名

事業者名
(事業場又は事業所名)

被検査者 代表者名 (又は責任者) 印

立入検査結果の改善報告書 (又は計画書)

年 月 日から 年 月 日に実施された立入検査の結果、指示を受けた事項については、次のとおり改善した (又は改善する計画です) ので報告します。

確 認 事 項	改 善 報 告 (計 画)
1	1
2	2
3	3

(注1) 必要に応じ、説明資料、図面、写真等を添付すること。
 (注2) 計画については、改善終了予定時期を記載すること。
 (注3) 改善計画書の場合は、改善終了予定時期までに改善を行い、様式4により改善終了報告書を提出すること。

(様式4)

年 月 日

九州産業保安監督部 保安課長 名

事業者名
(事業場又は事業所名)

被検査者 代表者名 (又は責任者) 印

立入検査結果の改善終了報告書

年 月 日から 年 月 日に実施された立入検査の結果、指示を受けた事項については、改善計画書 (年 月 日付け番号) に基づき、次のとおり改善が終了したので報告します。

確 認 事 項	改 善 報 告
1	1
2	2
3	3

(注) 必要に応じ、説明資料、図面、写真等を添付すること。

● 監督部発出文書の公印（部長印）の省略（令和7年6月～）

<u>経 済 産 業 省</u>	
公	印
2025XXXX九産保第X号	
令	和
7	年
月	日

株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 殿

九州産業保安監督部長 櫻福 鋭治

〇〇〇〇の変更の認可について

令和7年 月 日付けをもって申請のあった標記の件については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第〇〇条第〇項の規定に基づき、認可します。

【連絡先】

責任者：九州産業保安監督部保安課長 〇〇

担当者：液化石油ガス係 〇〇

電 話：092-482-5469

メール：bz1-kyushu-honka@meti.go.jp

保安ネット利用のお願い

保安ネットとは？

産業保安分野における一部手続きについて、インターネット上で提出・確認を行うことができる。

電子届出の対象となる手続き（液石法関係）

■業務主任者の選解任（液石法施行規則第22条）

（様式第10）

■液化石油ガス設備士養成施設指定申請書（液石法施行規則第92条の2）

（様式第49の2）

■指定試験機関の指定（液石法施行規則第121条）

（様式指定なし）

■液化石油ガス販売事業報告（液石法施行規則第132条）

（様式指定なし（様式1））

■保安業務実施状況報告（液石法施行規則第132条）

（様式指定なし（様式2））

■認定液化石油ガス販売事業者状況報告（液石法第35条の7）

（様式第27）

■簡易申請（上記以外の全ての手続き）

PDF化した各種申請書類の送付に利用できます。

令和7年4月追加

保安ネット利用時の利用アカウント

- ◆保安ネットを利用する際は、Gビズ I Dのアカウントが必要です。事前にアカウントを取得してください。
- ◆Gビズ I Dに関する詳細については、Gビズ I Dホームページ（<https://gbiz-id.go.jp/top/>）をご参照ください。

利用アカウント毎の参照権限

- ◆利用するアカウント毎に保安ネットにおける手続きの参照権限が異なります。
- ◆いずれのアカウントでも保安ネットにて手続きの提出が可能です。

アカウント名	参 照 範 囲
gBizプライム	同一法人及び個人事業主のgBizメンバーが提出した届出の内容・結果が参照可能
gBizメンバー	同一グループ内の他メンバーが提出した届出の内容・結果が参照可能
gBizエントリー	自身のアカウントから提出した届出の内容・結果のみ参照可能

ログインについて

- ◆電子届出を行う場合は、「保安ネット」のポータルサイトから「GビズID」を利用してログインを行います。
- ◆利用するブラウザは「Google Chrome」を推奨します。
なお、その他のブラウザも利用可能ですが、画面が正しく出力されない可能性がありますのでご注意願います。

保安ネットの機能について

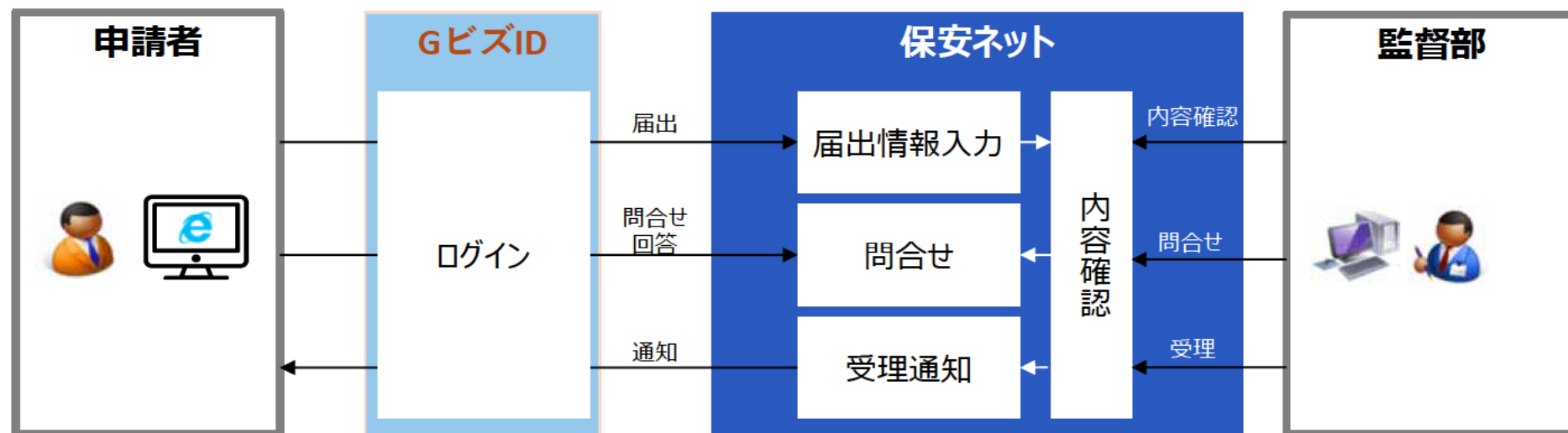
- ◆電子届出の具体的な機能・操作方法については、「保安ネットポータル」(https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/hoan-net/)内の「パンフレット」「保安ネット操作マニュアル」をご参照ください。

保安ネットの概要説明 (1/2)

事業者がインターネットから一部届出について電子届出を行うと共に、所管監督部等がその内容の確認等を行うシステムとして保安ネットを構築しています。

事業者の方が電子届出するにあたっては、予め「GビズID」を取得いただく必要があります。

保安ネットのサービスイメージ



保安ネットの概要説明 (2/2)

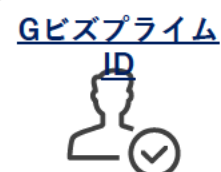
申請者用アカウントは、「G BizプライムID」「G BizメンバーID」「G BizエントリーID」の3種類あり、ガス事業ではどのIDでも届出の提出が可能です。

アカウント概要

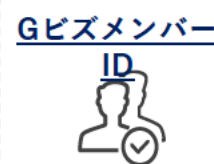


アカウント種別

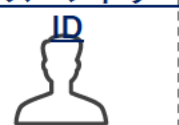
法人



G BizプライムID
法人代表者印が押印された紙の申込書と、法務局発行の印鑑登録証明書を照合し、法人代表者の本人性が確認できた場合、発行。
(上記対応によりG BizエントリーIDからの変更も可)



G BizメンバーID
法人又は個人事業主の従業員用のアカウント。
作成時、gBizプライムIDによる承認・発行が必要となる。
gBizプライムIDの発行時に、本人性を確認している。



G BizエントリーID
法人代表者の厳格な確認は行わず、オンラインで発行。(但し、法人番号情報の入力が必要)

個人

個人事業主の実印が押印された紙の申込書と、自治体発行の印鑑登録証明書を照合し、個人事業主の本人性が確認できた場合、発行。
(上記対応によりG BizエントリーIDからの変更も可)

個人事業主の厳格な確認は行わず、オンラインで発行。

保安ネットに関するお問い合わせ先

◆GビズIDに関するお問い合わせ先

GビズIDヘルプデスク

電 話 06-6225-7877

受付時間 平日 9:00~17:00

◆保安ネットの操作方法、不具合等に関するお問い合わせ先

保安ネットヘルプデスク

電 話 050-2018-8381

受付時間 平日 9:00~18:00